平成２９年（フ）第４１７７号
大阪府枚方市出口３丁目14番８号
債務者　丸山しのぶ
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２１４号
大阪市淀川区田川３丁目６番36号
債務者　氏江　正臣
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４３９１号
大阪市平野区喜連２丁目２番52―206号
債務者　南　　利郎（旧姓氏野）
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４４９１号
大阪府東大阪市友井２丁目13番３号　イエローマンション　103号
債務者　竹山　桂子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５３４号
大阪府東大阪市横小路町５丁目９番９号
債務者　川口　幸代
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３７号
岡山市中区平井６丁目１番１号　パークプレイス平井121
債務者　山田恵利子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４４３８号
大阪府茨木市耳原１丁目16番９号　102号
債務者　山村　宇律
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５４９号
大阪府豊中市服部西町３丁目11番11―301号
債務者　武内利恵子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４５５８号
大阪市旭区今市２丁目14番２号　ヴィアーレ今市　402
債務者　飯田　航海
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１４号
栃木県さくら市蒲須坂637番地８　グランデ・フォレスタＡ203
債務者　ｃｌｅａｒ’こと　神谷　英子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月８日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第９９４号
東京都町田市相原町364番地17
債務者　髙梨　千春（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９９５号
東京都町田市金森東４丁目７番６号
債務者　中村麻佐美
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３７１号
静岡県浜松市西区志都呂２丁目21番16号
債務者　白戸工業こと　武藤　亮太(旧姓白戸)
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４１７号
栃木県宇都宮市陽南２丁目14番28号　グランドール陽南401、前住所栃木県宇都宮市上横田町775番地９　箕輪コーポⅠ101
債務者　梅田　陽子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第８４号
栃木県小山市大字横倉新田283番地７　エルディム若月Ｄ棟201号、従前の住所茨城県猿島郡境町大字上小橋164番地　ハイツヌマジリ202号
債務者　萩谷香央里
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月26日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部